

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている志賀町の事業者の皆様へ!!

志賀町事業者支援持続化補助金のお知らせ

売上減少、生産力低下等の影響を受けている事業者の前向きな取り組みを支援します。

志賀町内の中小企業が、地道な販路開拓、生産性向上等の取り組みに要する費用に対して補助されます。

補助金額 最大 10万円 (補助率10/10)

(対象の事業に10万円以上の費用がかかった場合、上限の10万円が補助されます。)

<補助事業>

新型コロナウイルス感染症による影響により著しい売上減少、生産力低下等、経営の安定に苦しむ志賀町内の中小企業（小規模事業者含む）が、経営計画に基づき、地道な販路開拓、生産性向上等、前向きに取り組む事業の支援を行い、今後も現在の事業を持続的に継続していただくことを目的とします。

<対象となる事業>

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける中小企業が実施する、販路開拓、販売促進、生産性向上等を図るため、商工会の支援を受けながら取り組む事業であり、令和2年4月1日（水）以降すでに実施済みの事業も含まれます。

《事業の一例》

- ・新たな販促用チラシの作成、看板製作、郵送、新聞折り込み、ホームページ改良等費用等
- ・新たな持ち帰り商品用容器、箸、包装用消耗品等の購入費等
- ・開業後間もない事業者が実施する、集客、イベント等店舗の認知度向上のための事業
- ・業務効率化（生産性向上）のための取り組み

<事業申請期間>

令和2年5月25日（月）～令和2年8月31日（月）※申請は1事業者1回のみ。

<事業実施期間>

令和2年4月1日～令和2年10月31日（土）※11月2日（月）までに事業実績報告書を提出

<補助事業取り組みの流れ>

- ①事業内容等を「事業計画書」に記載し、「申請書」とともに商工会へ提出
※事前に事業内容、記載事項について商工会にご相談ください。
※広告、新聞折り込み等、令和2年4月1日以降すでに支払い済みの事業も対象になります。
- ②後日、申請書・事業計画書により審査会で審査し審査結果を連絡。補助事業を開始いただきます。
- ③事業完了後、速やかに「事業実績報告書」に必要書類（領収書等写し、事業実施内容がわかる写真等）を添えて商工会へ提出 ※クレジットカード払いの場合、申請者名義のカードで、実施期間内に引き落としが確認できること。
- ④事業実績報告書を確認ののち、商工会から指定の事業主口座に補助金を振り込みします。

<お問い合わせ・申請先>

各事業者が所属する商工会

- ・志賀町商工会 TEL. 32-1002 志賀町高浜町二-13-1
- ・富来商工会 TEL. 42-2562 志賀町富来領家町甲10 富来行政センター内

志賀町事業者支援持続化補助金の情報（申請書、事業計画書等の様式）は各商工会及び志賀町ホームページで閲覧、ダウンロードできます。

志賀町 <https://www.town.shika.lg.jp>
志賀町商工会 <https://shika.shoko.or.jp>
富来商工会 <https://togi.shoko.or.jp>